

行政の窓

「北海道特用林産振興方針」を策定しました

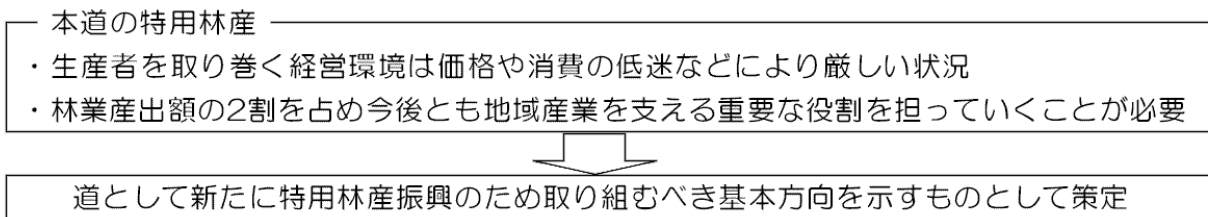
本道のきのこや木炭、山菜などの特用林産物は、豊かな森林資源を背景に、林業産出額の21%を占めるとともに、農山村地域における農林家などの貴重な収入源として、また雇用機会の創出に寄与するものとして、大きな役割を果たしています。

道では、今後とも本道の特用林産が地域産業を支える重要な役割を担っていく必要があることから、このたび、道として特用林産振興のため取り組むべき基本方向を示す「北海道特用林産振興方針」を策定しました。

方針の概要は以下のとおりとなっています。なお、本文は、道のホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。
(HP アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/tokusanhousin.htm>)

北海道特用林産振興方針の概要

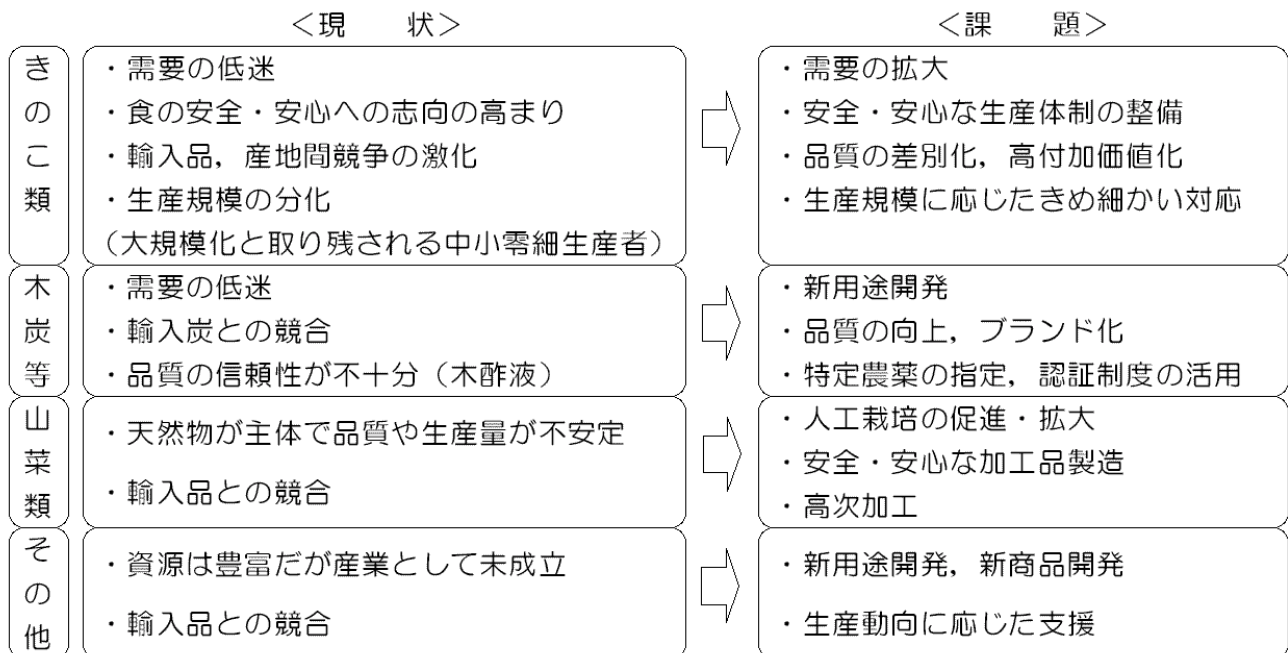
1 策定の趣旨



2 振興方針の取組期間

平成20年度～平成24年度（5年間）

3 特用林産の現状と課題



4 特用林産振興のめざす方向と推進方策

めざす方向	推 進 方 策
良質で安全・安心な特用林産物の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な特用林産物を生産するため、施設整備や生産技術の高度化を促進 ・安全・安心な道産きのこの生産に関する情報の積極的な提供を促進 ・道産木炭、木酢液の品質の維持・向上を促進 等
消費者の視点を重視した需要の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズの的確な把握やニーズに対応した商品づくりを促進 ・消費者に対する積極的な情報提供などを促進 ・道内外への販路開拓による需要拡大を促進
高生産性、低コスト安定供給体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性の向上やコスト削減を図るため、施設の整備や共同化などを促進 ・人材の育成や生産者の組織化による安定供給の体制整備を促進
新たなビジネスの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道の地域特性や消費者ニーズに応じた新たなきのこの品種開発を推進 ・公設研究機関、大学、民間企業などとの連携による新商品開発を促進 等

<特用林産振興の指標> きのこ生産量の目標 ～ 平成24年：17,800トン

5 推進体制と道及び関係者等の役割

(1) 推進体制

北海道特用林産振興推進協議会において、特用林産振興のあり方や特用林産物の生産及び流通の改善、消費者への情報提供などについて協議しながら本方針を推進していく。

また、本道特用林産を取り巻く環境の変化に伴い、必要に応じて本方針の見直しを行っていく。

(2) 道の役割

行政	<ul style="list-style-type: none"> ・品質、生産性の向上、コスト削減のための施設整備に係る生産者の取組への支援 ・生産者や流通関係者、消費者に対する積極的な情報提供 ・生産履歴の導入促進など食の安全・安心の確保の総合的な推進 等
試験研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者への技術指導や技術支援、生産技術に関する情報提供 ・北海道の地域特性や消費者ニーズに応じた、きのこの新品種開発の推進 ・新用途、新製品の開発研究、研究成果の企業への提供による新商品開発の推進 等

(3) 関係者等の役割

生産者	<ul style="list-style-type: none"> ・良質で安全・安心な特用林産物の生産、提供 ・表示義務の遵守、消費者や流通関係者への積極的な情報（生産履歴など）提供 ・ブランド化や新用途、新技術、新商品開発の推進 等
流通関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮度や品質の保持などによる安全確保 ・表示義務の遵守、生産・流通情報の消費者への積極的な提供 ・消費者ニーズの把握と生産者への情報提供、消費者へのPRなどによる消費拡大
消費者	<ul style="list-style-type: none"> ・特用林産物への知識、JAS法などの法律や品質表示内容などについての理解 ・安全・安心な道産特用林産物の利用

(水産林務部林務局林業木材課 需要推進グループ)